

建設業法施行令の一部改正について

令和 7 年 2 月
岩国市契約監理課

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）において、令和 4 年度以降の建設工事費の高騰に伴い、建設業の許可等に係る金額要件の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 366 号）」が公布されましたので、下記のとおりお知らせします。

建設業許可等に係る金額要件の見直し（令和 7 年 2 月 1 日施行）

見直し対象	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限 （建設業法第 3 条第 1 項第 2 号、令第 2 条）	4,500 万円 (7,000 万円※ ¹)	5,000 万円 (8,000 万円※ ¹)
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代 金額の下限（建設業法第 26 条第 3 項、令第 27 条 第 1 項）	4,000 万円 (8,000 万円※ ²)	4,500 万円 (9,000 万円※ ²)
特定専門工事※ ³ の対象となる建設工事の下請代 金額の上限（建設業法第 26 条の 3 第 2 項、令第 30 条第 2 項）	4,000 万円	4,500 万円

※ 1 建築工事業の場合

※ 2 建築一式工事の場合

※ 3 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的で
あり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事

【対象とする工事】

請負契約の時点にかかわらず、令和 7 年 2 月 1 日以降は、全ての工事について改正後の金額要件を適用する。